

# 第2回座間味村議会臨時会

## 第1日目

5月22日

## 令和2年第2回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 5 月 2 2 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和2年5月22日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	令和2年5月22日 午後2時39分 議長宣言		
出 席 議 員  ( 応 招 )	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 平 讓 治	6 番	宮 平 清 志
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
欠 席 議 員  ( 不 応 招 )	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 平 讓 治	2 番	宮 平 喜 文
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 勝 宏	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲		
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真由美		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産業振興課長兼 船舶・観光課長	松 田 力		

## 令和2年第2回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（令和2年5月22日午後1時30分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第22号～議案第30号まで）
4	議案第22号	専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第9号）について）
5	議案第23号	専決処分の承認について（令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について）
6	議案第24号	専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について）
7	議案第25号	専決処分の承認について（令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）
8	議案第26号	専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）
9	議案第27号	専決処分の承認について（座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について）
10	議案第28号	専決処分の承認について（座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について）
11	議案第29号	専決処分の承認について（令和元年度座間味村定住促進住宅整備工事請負契約について）
12	議案第30号	令和2年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について

## ○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和2年第2回座間味村議会臨時会を開会いたします。

開 会（午後1時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮平讓治議員及び2番 宮平喜文議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

日程第3．議案第22号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第9号）について）から議案第30号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第2号）までの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

## ○ 村長（宮里 哲）

こんにちは。今日は急遽、臨時議会を開催させていただきまして、御参集いただきましてありがとうございます。議案の説明に入らせていただきます前に、今、国中で大変なことになっております新型コロナウイルス関連について、軽く御報告をさせていただきますと思ひます。

2月頃から国内でも非常に新型コロナウイルス感染症の流行が始まりまして、沖縄県におきましても3月から感染者が発生しております。それを受けて、座間味村におきましても対策本部を立ち上げて、これまでいろいろと検討をさせていただきました。その中でも特に、来訪者を制限するというところで4月20日に発表をさせていただきましたが、4月25日から現在に至るまで高速船の減便、あるいはフェリーの運行時間の変更等をさせていただきまして、その感染拡大防止に努めているところでございます。しかしながら村民の生活、あるいは経済活動については非常に厳しい状況がございまして、もろもろの施策を打ち出し、対策本部の中でも議論をさせていただいて、本日の議会でもいろいろと議案を提出させていただくところでございます。議員の皆様におかれましても、いろいろと御協力をいただきまして、村民の皆さんが一日でも早く普通の生活に戻れるように、あるいは少しでも生活がしやすい環境がつけられるような御協力をいただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思ひます。沖縄県におきましては大幅収まってきておりまして、国の制限も解かれてきてはおりますが、まずは今月いっぱいどうするんだというところで、しっかりと行政運営をさせていただいているところですが、引き続き議員の皆様方におかれましても、ぜひとも御協力をいただきながら、そして一緒にこの新型コロナウイルスが本村に入らないように、「うつらない、うつさない」をしっかりと続けていきたいと思ひますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは議案の説明に入らせていただきますので、よろしくお願ひします。

## 議案第22号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたの

で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第10号

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年度座間味村一般会計補正予算第9号（別紙）

#### 【専決処分理由】

令和元年度実施のプレミアム商品券事業において、年度内事業完了を見込み精算手続きを進めていたが、一部店舗より未換金があると判明し、令和2年度へ繰越手続きを行う必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和2年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村一般会計補正予算（第9号）

令和元年度座間味村一般会計の補正予算（第9号）は、次の定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2 総務費			971千円
	1 総務管理費	プレミアム商品券事業費	971千円
	合 計		971千円

議案第23号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和2年5月22日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算第4号（別紙）

【専決処分理由】

令和2年第1回定例議会議案第5号座間味村航路事業特別会計補正予算第3号にて承認を得た予算について、科目相違があったため修正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和2年3月23日

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ767,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月23日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		647,885	3,384	651,269
	3 営業外収益	△3,384	3,384	0
5 基金繰入金		114,364	△3,384	110,980
	1 基金繰入金	114,364	△3,384	110,980
歳入合計		767,505	0	767,505

議案第24号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第13号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度座間味村一般会計補正予算第1号（別紙）

【専決処分理由】

新型コロナウイルス感染拡大予防対策及び支援事業を早急に執行するため予算の補正が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和2年5月1日

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

令和2年度座間味村一般会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,340千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,006,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		266,177	106,340	372,517
	1 国庫負担金	28,006	1,470	29,476
	2 国庫補助金	236,806	104,870	341,676
歳入合計		1,899,823	106,340	2,006,163

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		327,669	97,070	424,739
	1 総務管理費	292,768	97,070	389,838
3 民生費		167,443	5,270	172,713
	2 児童福祉費	31,915	5,270	37,185
4 衛生費		592,182	1,000	593,182
	1 保健衛生費	80,163	1,000	81,163

款	項	補正前の額	補正額	計
14 予備費		0	3,000	3,000
	1 予備費	0	3,000	3,000
歳出合計		1,899,823	106,340	2,006,163

議案第25号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和2年5月22日提出

座間味村長 宮里 哲

座間味村告示第14号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号

【専決処分理由】

新型コロナウイルス感染者等に対する支援事業を早急に執行するため予算の補正が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和2年5月1日

座間味村長 宮里 哲

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県 支 出 金		122,376	310	122,686
	1 県 補 助 金	122,376	310	122,686
歳 入 合 計		179,044	310	179,354

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 金		108,537	310	108,847
	5 傷 病 手 当 費	0	310	310
歳 出 合 計		179,044	310	179,354

議案第26号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和2年5月22日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

座間味村税条例（別紙）

【専決処分理由】

地方税法等の一部を改正する等の法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日公布され、同日施行されることとなり、また、新型コロナウイルスに係る特例事項について令和3年1月1日施行されることとなった。

これに伴い、座間味村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議

会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月30日

座間味村長 宮里 哲

条例第8号

### 座間味村税条例の一部を改正する条例

第1条 座間味村税条例（昭和29年座間味村発第20号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の下に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の下に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第24項中「をいう」の下に「。第27項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

第15条の2を第15条の3とし、第15条の3を第15条の4とし、第15条の4を第15条の5とし、第15条の5を第15条の6とする。

第2条 附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）

第5条第4項に規定する指定行事のうち、座間味村長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

## 議案第27号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 座間味村告示第11号

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例（別紙）

#### 【専決処分理由】

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給するため、座間味村国民健康保険条例の一部を改正し早急に施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月1日

座間味村長 宮 里 哲

## 条例第7号

### 座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

座間味村国民健康保険条例（昭和47年座間味村条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 保険給付（第5条・第6条）」を「第4章 保険給付（第5条—第9条）」へ「第5章 国民健康保険税（第7条）」を「第5章 国民健康保険税（第10条）」へ「第6章 雑則（第8条）」を「第6章 雑則（第11条）」へ「第7章 罰則（第9条—第12条）」を「第7章 罰則（第12条—第15条）」に改める。

第12条を第15条とし、第9条から第11条までを3条ずつ繰り下げる。

第6章中第8条を第11条とする。

第5章中第7条を第10条とする。

第4章中第6条の次に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第7条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第8条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第9条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により本村が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附則に後段として次のように加える。

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の座間味村国民健康保険条例第5条第2項及び第7条の規定は、同条の規定により傷病手当金の支給を開始することとなる日が令和2年1月1日から規則で定める日までにある者について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

#### 専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第9号

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（別紙）

#### 【専決処分理由】

消防団員の休日（昼夜）の急患搬送待機の負担軽減を図るため、費用弁償を見直す必要がある。

これに伴い、座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

条例第6号

### 座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和53年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表2（第13条関係）費用弁償〔別記1〕中、「休日（昼夜）の急患搬送待機の場合」「1日につき」「3,000円」を、「休日（昼間）の急患搬送待機の場合（午前8時30分から午後5時30分まで）」「1日につき」「1,500円」、「休日（夜間）の急患搬送待機の場合（午後5時30分から翌日午前8時30分まで）」「1日につき」「1,500円」に改める。

#### 附 則

この条例は令和2年4月1日から施行する。

議案第29号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第15号

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年度 座間味村定住促進住宅整備工事請負契約（別紙）

#### 【専決処分理由】

令和元年度座間味村定住促進住宅整備工事請負契約の締結について、令和元年度繰越事業のため適正な工期確保及び早急な工事着工の必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月8日

座間味村長 宮 里 哲

議案第30号

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年5月22日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

令和2年度座間味村一般会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,600千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,048,763千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		372,517	14,384	386,901
	2 国庫補助金	341,676	14,384	356,060
16 繰入金		56,316	28,216	84,532
	2 基金繰入金	32,316	28,216	60,532
歳入合計		2,006,163	42,600	2,048,763

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産費		55,053	1,000	56,053
	3 水産業費	19,778	1,000	20,778
7 商工費		96,226	41,600	137,826
	1 商工費	96,226	41,600	137,826
歳出合計		2,006,163	42,600	2,048,763

6ページをお開きいただきたいと思います。まず先に財源の話をしていただきますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、それから財政調整基金繰入金を使いまして、次以降の歳出でございますが、新型コロナウイルス感染症漁業関係者向け支援金であったり、あるいはその他の感染症防止対策への協力金、それから観光受入促進事業印刷製本費といたしまして、その次にもございますが終息後の座間味村の観光受入促進事業の予算を計上させていただいているところでございます。以上、説明は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第22号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第9号）について）を議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これはプレミアム付商品券が換金されていないということで、その後また明繰でやっているみたいですが、それでも、その後それは施行されているんですか。換金、その後は。現時点でどういう状況になっていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

2事業者から未換金、まだ申請していなかったということで、これについては出納整理期間で、4月で支払いを終えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第9号）について）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第22号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第9号）について）は、原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第23号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第23号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について）は、原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第24号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは去る15日から今月の20日、それから30日が土曜日で29日だと思うのですが、この今の申請率というんですか。例えばざっと930名、人口がいるとしましょう。もちろん世帯がありますから、世帯はその3分の2ぐらいと思うんですけれども、要するに申請率と、それからこの15日に支払った執行率というんですか、今お幾らぐらいやっていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

5月20日時点の数値になりますが、まず申請送付は561世帯、935名の村民の方へ送っております。それで5月20日時点で874名の申請、振込みを行いまして、93.4%の率となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは申請されていない方もまだいらっしゃるというふうに解釈していいんですか。その辺どんなですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

何名か受付がまだの方はおります。詳細といいますか、詳しく言いますと本島におられる方とか、ちょっと今は島にいないような方が多いような感じはいたします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これはいろいろ各都道府県によって、あるいは各市町村によってもいろいろとばらつきがあるようではありますが、それにしても本村はその面では割かし早いほうに動いているということで、職員の皆さんには非常に感謝いたしますけれども、ただまだもらっていない方、あるいはまだ申請されていない方に対して、何と言うんですか、告知ということを早めにして、早めに手かげてください。後でもまた二次補正のところで、本村に対する自粛を当然、先ほど村長から冒頭にありましたようにやっていますけれども、各事業者に対する詳細、自粛しているけれども、休業補償がどのぐらいのものがあるか。それはまた私だけではなく、他の議員からもあると思うんですけれども、その辺はまた追って予算の中で聞いていきたいと思えます。とりあえず、これは今以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 専決処分の承認について(令和2年度座間味村一般会計補正予算(第1号)について)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第24号 専決処分の承認について(令和2年度座間味村一般会計補正予算(第1号)について)は、原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第25号 専決処分の承認について(令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 専決処分の承認について(令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第25号 専決処分の承認について(令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)は、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第26号 専決処分の承認について(座間味村税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 専決処分の承認について(座間味村税条例の一部を改正する条例について)を採

決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第26号 専決処分の承認について(座間味村税条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第27号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第27号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認されました。

日程第10. 議案第28号 専決処分の承認について(座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これから質疑を行います。5番 中村 勇議員。

○ 5番(中村 勇議員)

ちょっとお聞きしたいんですけども、これは平日と夜間の緊急出動の場合ということで、これは費用弁償ということですよ。それで昼間は1,500円、夜間が1,500円という形でよろしいでしょうか。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

ただいまの御質疑ですが、この条例に関しては、これまで1日、祝日24時間、1日の勤務と拘束していたものを12時間、朝と晩に分けて1,500円、1,500円に。これまでの手当は1日拘束して3,000円出していたのを、24時間の拘束は大変厳しいということで、半分半分にして、昼と夜に分けている条例となっております。

○ 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

○ 5番(中村 勇議員)

分かりました。

○ 議長(中村秀克)

進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 専決処分の承認について(座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第28号 専決処分の承認について(座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認されました。

日程第11. 議案第29号 専決処分の承認について(令和元年度座間味村定住促進住宅整備工事請負契約について)を議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

これは住所からして阿嘉ですから、長年買ってやっていた久場の、あの住宅のことですか。よく工事にこぎ着けたと思います。これは入札制度で行われたんですか。そして何業者ぐらいで、そしてこれが落札で、この業者が決まったという捉え方でいいのか。それと何業者いましたか。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

今回の契約につきましては、一般競争入札制度を導入しております。一般競争入札、うちの帳簿に載っている業者に広く公開して、今回応札に応じたのが、1社応じております。そして、その1社が落札に至って契約にこぎ着けました。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

分かりました。長年、阿嘉区民のほうは待ちかねたと思いますので、では早めに進めてください。

○ 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

○ 5番(中村 勇議員)

ちょっとお聞きしたいと思いますが、この図面を見てみましたら、1階部分は既存の施設がありますよね。シャワー室とかトイレとか、これは全部撤去ということになるんでしょうか。ちょっと文字が小さくて見えないような感じではありますが。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

図面が3ページ目になると思いますが、1階のほうの既存のシャワー室については全て撤去、土間の修正を行って、駐車場とかに利用しようと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。もう一つです。多分これは6世帯ですよ。1階が2世帯で、3階が4世帯でしょうか。あと2階のほうなんですけれども、これは今現在、食堂というか、何かしら厨房もいろいろあると思うんですけども、これはコミュニティスペースとか、いろんな使い道があると思うんですけども、具体的にコミュニティスペース、厨房、こういうようなものも一応改善はやりませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回の改修につきましては、色がついている黄色の部分になります。既存の施設は活用して、こじか文庫さん、そしてまた生活改善グループさん、食堂、キッチン部分とかを地域の方に開放して、憩いの場所になればと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

いい形で利用価値ができればいいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

お疲れさまです。これはよく見ますとエレベーターのほうが完全に撤去されるか、そういう形になっているみたいですよ。エレベーターを利用するんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

エレベーターの箇所については、もう完全に撤去といたします。利用はいたしません。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

もう一つの件です。今回新型コロナウイルスで島のほうでもちょっと心配したところがあったんですけども、もしこれがクラスターが始まったらどうなるんだろうということで、それで避難場所がどうなるんだろうと。一時期、陽性にならない限り搬送できないと、そういうような形もあったもので、その間自宅待機とか、そういうことであつたものですから、住民もちょっと恐れていたんですけども、それで避難場所というのがなかったんですよ。そういうのをうまく今後そういう形で、避難場所に適するところを今後勉強すべきじゃないかと私は思うんですけども、その辺についてお伺いしたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

私どもにも、今回のこの現場について適しているんじゃないかという申入れがあったんですけども、今回改修についてはもう契約のほうが進んでおりまして、工期も9月末ということで組んでおりますので、この場所についてはちょっと使えないということを考えております。また代わりに他の公共施設、そして今民間のほうからもちょっと申入れがありますので、こちらのほうについてはまた別途協議して決めていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。こういう形で今後いろいろ検討していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

工期にもよると思うんですけども、公募はいつぐらいに考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

公募については今のところ、前回阿真の公務員宿舎をやった経験がございますので、それを基に9月には条例のほうの整備を進めていきたいと思ひます。また、多用途住宅の経験がございますので、その辺をしっかりと確認して、もう一度点検して積み上げていきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村定住促進住宅整備工事請負契約について）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第29号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村定住促進

住宅整備工事請負契約については、原案のとおり承認されました。

日程第12. 議案第30号 令和2年度座間味村一般会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

先ほど言いましたけれども、もちろんこのコロナで本村も自粛、自粛で、各事業者、あるいはいろいろな面からちょっとそこで関連しての質疑を何件かさせていただきます。今、予算の中では漁業関係者向けの支援金が組まれています。もちろん漁業も行けないわけですし、また私から言うと、この辺にいろんな民宿とかありますね。その辺の支援策はないのかどうか。あるいは、今よく住民が言うように、私のところで工事をしているもので、いろんな人たちが来て、いろんなことを言うんですけども、議員は役に立たないとよく言われています。ところが、商工部、青年部やダイビング協会等から嘆願書とかいろいろ出ているという話をしているので、それに対して村は対応策を練っているという話を聞いているもので、お互いに足の引っ張り合いをしちゃいかんということで、私はその成り行きを見て、村がどういう打ち出しをしているのかということ併せて聞きたいのと、それから今ちょうど年度の始まり、4月末時点で、例えば軽自動車税とか固定資産税とか、国保がまだ来ていないけれども、これはたまたま確定申告が3月15日から4月16日まで延びたということもあっての発送遅れなのか。この辺の支払いに関しての、例えば猶予するとか、私は浦添にちょっとおうちもあるんですけども、そこで固定資産税の今調整が入っているから、別に支払わなくてもいいと。またそれが非課税世帯なのか、所得に応じていろいろ違ってくるんですけども、今本村で、昨日もある中年のおばちゃんから、こういった公共料金、水道、それから軽自動車とか固定資産税、その辺の減免、あるいは緩和、猶予というものが、本村としてはどういうことなのか。最初に言った漁業支援者以外の事業者に対しての救済措置が、本村独自のものがあるか。当然二、三日前の新聞に各市町村の、この前の10万円と違って、村独自の支援策があるか。当然私たちの村は財政的にも非常に乏しい村ですから、そんなに大きな期待はできないにしても、村独自のものをお持ちなのか。併せてこの辺答弁をお願いしたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○ 議長(中村秀克)

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長(松田 力)

まずは今、宮平喜文議員からたくさん質疑がありましたので、一番初めにありました補正予算のほうにつきまして、私のほうで説明をさせていただきたいと思います。補正予算の7ページの、まず6款の水産費のほうに、座間味村新型コロナウイルス感染症漁業関係者向け支援金ということで、これは漁業者向けのほうで今100万円のほうを計上しております。また、先ほど漁業者以外の一般の事業所に関しては、その下の商工費、商工総務費のほうに扶助費として、座間味村新型コロナウイルス感染症防止対策協力金ということで3,060万円組んでおります。一応まだ現在村長、上のほうと調整中ではありますが、まず事業者には全事業者に行き渡るような感じで、漁業者におきましては、基本的には専業漁業を行っている方。兼業に関しては、この事業者協力金に該当すると思いますので、それで二重に重複しないような形で、専業の漁業者のほうにもしっかりと対応しようと村の方針が決まっていますので、その辺はしっかりと対応させていただきたいと思います。また、ほかの自治体でもこういった給付金等につきましては、税の滞納者等には支給の要件から外れている自治体もあります。本村におきましては、村の方針として、やはり滞納者におきましても最低限の生活の保障はしないといけないという考えの下から、協力しないといけないということから、そういった滞納者に関しても滞納者以外の方とは若干数字は違いますが、その辺の予算もまとめて計上しており

ます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

大体分かりました。では、これは例えばダイビング業者、民宿業者、あるいはダイビング、サップ、いろいろありますね。カヌーとかカヤックとか、そういうこともみんな含めて全部面倒を見るというか、要するに補助の対象になるというふうな捉え方でいいですね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

冒頭に申しましたように、全事業者を対象にして支給の予定をしております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ある事業者からは、ダイビング事業者じゃなければ該当しないんだとか、私も商工会でいろいろ話も聞いてきたんですけども、ゴールデンウィーク期間中も2人でずっと対応して、いろいろやっていたと。それが昨日、漁協も行って、またそういうリストをおあげしたという話も一応お聞きはしましたけれども、その辺非常に島の中でもやきもきしている人、あるいは松田課長が言うように告知、あるいはこうこう考えていると聞いている人もいるかもしれないんですけども、全体的にはその辺がまだ見えないところがあるという人もいるものですから、「おい、お前たち何してんだよ」というお叱りも受けています。

それと先ほど言ったように納付関係です。要するに、こういったところの猶予とか、あるいは見直しとか、そういうことがあるのか。それもまたよろしく願います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

税関係につきましては、今回の地方税法の議案で出ささせていただいたんですけども、コロナによって2月以降収入が激変した方には、納税が困難ということで、また無担保での延滞金なしでの1年間の猶予を行うとか、こういったのを今回整理させていただきました。実は、どうしても上位の条例がありますので、そこ我々村の条例のここをしっかりと連携させないといけないということで、今この作業をさせていただいて、あと村が行っている自動車税とかにつきましては延滞金をつけないで猶予を設けようとか、しっかりと方向性をこれから出させていきたいと思います。あとアパート、家賃等についても、この期間のものについては延滞金なしで納付期限を延ばすとかということで、各担当のほうでいろいろ今条例にしっかりと基づいてできるような体制で取り組んでおります。今、それで頑張っていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

それと一番大きい固定資産税、これも住民の二、三人の方から相談があったんですけども、固定資産に関してはどうのような考え方をお持ちなのか。これも同じような考えでいいのかと思って、ちょっと願います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

固定資産税に関しては、我々の条例の中に猶予できることができるということをうたっておりましたので、そちらのほうを採用させていただいて、期日は4期ございますが、無理のないような期限の設定にできないかということで、今担当のほうで調整をさせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。実は昨日、あるところで少し飲んでいましたら、水道料金を払ってくれと言われたというんですね。どこの誰とは言わないんですけども。私はそう言ったんですよ。恐らく3月まで前年度だから、恐らく3月分までは払ってちょうだいよということで、4月はもう来ていますね。5月が昨日メーター検針をしていましたけれども、その請求というのは何月分に対して、前年度分だから請求したのか。それとも、「1か月分まだ入っていない」とかいうような、何かそれらしきことを言われたとか言う人がいたんです。「ちょっとこれ、待ってよ」と。「じゃあ、あした臨時議会もあるから少しその辺聞いてみるよ」ということで、その方にはそういうふうにお話したんですけども、その辺お願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

水道料金におきましては、納付期限が過ぎているものに関して請求はさせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

納付期限がというのは、例えば3月までが前年度だったとしたら、その前年度分までに入っていないものを要するに請求しているという形。それとも新年度、4月にスタートして、4月の1か月分も一応発生していますけれども、それも含めての話なのか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

水道料金の仕組みといたしましては、4月分に関しては5月末の納付期限ですので、4月分に関してはまだ督促等は納付期限が到来していませんので行っておりません。しかしながら、3月までに関しては翌月の支払期限ですので、その辺に関してはしっかりと徴収させていただくということで、督促の電話、督促状等を発送させていただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これは先ほど言ったように、今年度、今コロナウイルスが発生して、新年度分からは水道に関しての猶予はないという捉え方でいいですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

基本的に、一番お話の初めにありましたように水道料金の減免に関しては考えておりません。水道に関しては事業者も高齢者の皆さんも一律でお使いになっているというところがありまして、やはりそこだけを減免するのはどうなのかという議論もあることから、また水道事業として今後の先を見据えたときに、借金が増えますので、それをまた水道料金に転嫁せざるを得ないという懸念があることから、水道料金の減免に関しては行わない方向であります。しかしながら、今お話がありましたように4月分からの納付期限に関しては、先ほどの税と同じように緩和するか。給水停止の期間を、今現在3か月未納がありましたら給水停止の処分を行っていますが、その延長をして、どうにか給水停止を行わない、住民の負担にならないような形で最終的には徴収しておきたいと思っております。しかし、滞納者に関してはこれに関係なく、その辺はまたしっかり徴収はしていこうと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。村長、最後に。この一連の、こういった自粛をして、本村の事業者も相当我慢していると思うんです。協力もしています。それで村長から、この事業者向け、あるいは村民向けに、今総務課長、それから産業振興課長からいろいろありましたが、村長として今この時期に、もちろん冒頭にもその挨拶はありましたけれども、本村としてはこういうものをこれからもまだ考えているのもある。あるいは、もちろん今までどおり予算に載っていることも支援していきながら、なおかつほかにも、例えば国から第二次補正が出たり、あるいはまたコロナが再発生して、またそういう状態も来ないとは言えないですし、それも踏まえて村長から最後に見方を聞きたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この補正予算の前に、先ほどの専決処分承認をいただいた予算の中でもいろいろと対策費を計上させていただきました。水道料金の話もございましたが私どもといたしましては、まずは定額給付金である、個人個人に10万円を一日も早く届けたいということで仕事をさせていただく中で、こういった形で村民の皆さんに、この期間、苦しい時期があったことに対する協力ができるのかということで、今回の予算を計上させていただきましたところでございます。もちろん心から感謝と御礼を申し上げるところではございますが、内容といたしましては先ほど課長からもありましたが、その事業所と言われる組織、事業者には、確実に何かしらの協力金の給付をさせていただくというのは大前提で考えておりますが、その中でやはり先ほど来ありますけれども、税の滞納がある方とない方とでは多少の濃淡はつけるべきではないかということが一つ。それだけではなくて、国の制度の中での各種給付、あるいは補助事業。県の事業の中での給付、あるいは協力金の事業、いろいろございます。例えば国で言いますと雇用調整交付金、こういったこともありますし、あるいは加速化給付金、借入れの部分、それと給付の部分。それから県のほうでも、20万円と10万円の2種類の10万円、それと20万円、業種によってもらえる人、もらえない人で分かれてきます。そういった総合的な中で、緩和をさせていただく中で、例えば座間味村の特殊事例で、この前までの話ですとダイビング事業者に関しては20万円が該当するけれども、シュノーケリングのほうは20万円に該当しないんじゃないかとかいろいろな話がございます。私のほうも県と調整をさせていただきました。そういった中で一定の決まり事をしっかりやっていたら、シュノーケリング事業者でも、あるいはサップの事業者でも20万円が該当するようになっております。そういったことを踏まえながら、さらにそうは言っても宿には、沖縄県の10万円、20万円の給付はかないません。そういったところを含めて濃淡をつけながら、県から入る

ところには、ちょっと少なくというんですかね。そういった形で少しでも多くの方にバランスの取れた給付の制度を今まさしく考えているところで、素案はできてきておりますが、何分先ほど話したように、これまでももらえないと思っていた県の給付金もえるのがあったりということもありますので、予算の範囲内の中でしっかりと皆さんに公平に給付がされるように頑張っていきたいと思っております。

また、今回の財源でございますけれども、国のからの財源としては2,040万円しか来ておりません。その中には、この協力金だけではなくて防護対策、いわゆる防護服とか、それ以外のコロナウイルス感染症対策に関する費用も含めて2,040万円かな、2,070万円ということになっておりますので、到底協力金の事業規模としては見合わない国費になっておりますので、今回は財政調整基金を崩させていただきます。幸いにして今沖縄県においても、全国においても、非常にコロナのほうは終息に向かっておりますが、既に第2波が来た北海道の事例もございます、これから沖縄県、あるいは日本全体が、第2波がいつ来るのかというのが分かりませんので、そういったところを見据えながら、しっかりと次の手当てができるように、安全対策ができるようにしたいと思っておりますのでございます。少ない財源ではありますけれども、しっかりと対応させていただきながら、協力的な発想で全事業者に、私たちが中心になって頑張っていきたいということと、この議会の後にもまた対策会議が開かれますが、その中で詳細についてはしっかりと決定をさせていただく予定でございますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。我々も先ほども言ったように、何も足の引っ張り合いをするんじゃなくて、村としても相当考えているはずということで、そういう期待をしておりましたので、今日話を聞いて、当然村もそういうふうと考えていると。もちろん知っている人もいると思うし、知らない人もいると思うし、私も会うたびにそういう話をしょっちゅう聞かれたものですから、それは今日の村長のその心意気を我々もちゃんと伝えてやっていきたいと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

多少重複するところもあると思うんですけれども、協力金のほうで約3,000万円補正が組まれているんですけれども、現時点で言える範囲内で構いませんので、もしそれが項目別に分かれていたら、その名目というか、その何々協力金みたいな感じでもし決まっていたら、それをお聞きしたいのと、あと村民に対してこれをいつ頃公表できるかというところでもし…、現時点で言える範囲内で構いませんので、よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

まず事業者向けの協力金なんですが、今まだ確定ではありませんので御理解いただきたいと思っております。まず、基本的に給付金として基本協力金ですね、今回。コロナウイルス感染症拡大防止対策協力金として今事業名を案ですが考えております。そのそういった対策に御協力していただいた事業者に対して、基本協力金、約12万円ですね。これはまだ未確定であります。さらに沖縄県も緊急事態宣言が発令され、村のほうも渡航の自粛とか要請をして、船便も運休、急遽変更になりました。その期間に対して、事業協力として休業された事業者に対して加算で、今の予定では5万円。さらに、そうではなく時間の短縮、営業短縮等で行った

事業者に対しては3万円。さらに、沖縄県が実施している感染症拡大防止協力金に該当しない事業者に対しては、またプラス5万円ということで、今の案では事業者が取れるのが最大で22万円、協力金。さらにポイントなんですけど、1事業者に対して一つなんですけど、1人で複数の事業所を抱えていても、この協力金は1件に限らせていただきます。なおかつ、先ほど私も村長からもお話ししましたが、滞納がある方に関しては先ほど基本協力金12万円が、基本協力金5万円。休業した事業者に対しては、先ほど一般の方は5万円でしたが、その半額の2万5,000円。営業を短縮した方は3万円のところ、1万5,000円に減額。沖縄県の支援が受けられない事業者に対して、先ほど一般の事業者が5万円ですが、滞納のある方はまた半額の2万5,000円という仕組みになっております。

公表の時期につきましては、先ほど村長からもお話がありましたように、この臨時議会後にまたコロナ対策会議がありますので、その辺の、今出している素案等も再度検討しながら早めの実施して、ほかの自治体の参考例を見たら7月ぐらいまでには受付終了となっておりますので、私たちも早い時期に公募して、早い時期に支給できたらと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。先ほど課長から、1つの事業所で2つの業種があった場合でも、1つの協力金ということなんですけれども、もしその事業所が、例えば夫婦で別名義で住所は同じ場合、そういうときはどうなりますか。別の仕事をやっている、どっちもマリン関係だったとしても。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今のところ、今日の会議でも課題になると思いますが、私たちの今つくった要綱の中では事業者名が変わったら変わるかもしれないということが想定されます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

先ほど宮平喜文議員からありました公共施設についての取扱いなんですけど、今のところ公共施設の利用者に関しても減免の措置は考えておりません。というのは、理由としましては今こういった協力金等を全事業者に給付する予定ですので、その事業者だけ施設の減免をしてしまったら両方の恩恵を受けてしまう、ちょっと不平等性が出てくることから、減免に関しては今のところ考えておりません。さらに施設の使用に関しては、村民の方は減免されて使用料を設定しているところもありますので、その二重で恩

恵を受けるというところはちょっと、村としては今のところ考えておりません。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第30号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和2年第2回座間味村議会臨時会を閉会いたします。

閉 会（午後2時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 譲 治

署名議員 宮 平 喜 文